

## 令和8年度八女市シティプロモーション住民参加型魅力発信業務委託仕様書

この仕様書は、公募型プロポーザルのための基準となるものであり、採用された提案により変更する予定です。

### 1 委託業務名

令和8年度八女市シティプロモーション住民参加型魅力発信業務委託

### 2 業務の目的

本業務は、令和7年度に実施した「学生動画クリエイター養成講座」及び「魅力発信クリエイター」の育成・任命の成果を踏まえ、当該人材の活用と新規人材の育成を両輪として、持続的な情報発信体制の構築を図ることを目的とする。

併せて、実践的な制作機会の提供及び戦略的な情報発信の実施により、八女市の認知度向上及び関係人口の創出につなげる。

### 3 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

### 4 履行場所

八女市内及び Web 上

### 5 業務の内容

受託者は以下の業務を実施すること。

#### (1) 学生による動画作成・情報発信の企画及び構成

「2 業務の目的」を踏まえるとともに、学生の定住意欲を高めることを目指し、下記(2)、(3)、(4)の企画及び運営を行う。

#### (2) クリエイターの育成

次世代の担い手となる動画クリエイターの育成を実施すること。実施にあたっては、実践的な制作活動と一体となったプログラムとし、八女市及び八女市近郊の学校に在籍する学生を20名程度募集し実施すること。

#### (3) 魅力発信クリエイターの活動支援・運用

令和7年度に任命された魅力発信クリエイター（学生動画クリエイター養成講座修了者のうち、市が任命した情報発信人材：15名）の継続的な情報発信活

動を支援すること。

(4) コンテンツ制作及び情報発信

上記(2)、(3)において八女市の魅力を発信する動画等の企画・制作支援を行い、効果的な発信方法や手段について提案し実施すること。

## 6 成果品

次に掲げるものについて、電子媒体で納入すること。

(1) 講座資料一式

(2) 制作コンテンツ一式

(3) SNS 運用実績データ

(4) 成果報告書

(5) その他本業務で生じた資料のうち八女市が指示する資料一式

## 7 提出書類

(1) 業務着手時

着手届

(2) 業務完了時

完了届

業務実施報告書

請求書

## 8 検査

受託者は、業務完了後に成果品を提出し、市の完成検査を受けること。納品後に成果品に不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の措置を行わなければならない。

## 9 疑義

受託者は、業務実施に対し疑義が生じた場合は、速やかに市と協議し解決すること。

## 10 留意事項

(1) 委託業務の実施にあたっては、事前に市と十分協議し、市の指示に従うこと。

(2) 受託者は業務の遂行にあたり、最大の効果を発揮できるよう努めるとともに、効果がより高いと考えられる場合においては本仕様書に定められていない内容であっても積極的に提案を行うこと。

- (3) 受託者は、市の許可なく成果品（作成途中のものを含む）を公表、複製、及び貸与してはならない。
- (4) 業務に関して知り得た情報や、市から提供を受けた資料については、適正に管理し、情報の外部への漏えい防止に十分注意すること。
- (5) 本業務で得られた成果品の著作権については、発注者に帰属する。受託者が業務内容のすべてを一括して第三者に委託することは認めない。ただし、業務の一部を再委託したい場合は、あらかじめ発注者の承認を得るものとする。

#### 1.1 その他

本仕様書に記載されていない事項については、市と受託者の協議により決定する。